

令和4年 第4回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和4年4月25日(月)

## 令和4年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和4年4月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 大会議室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	蓮博政委員、松村稔委員、生方積委員	
出席した事務局職員	事務局長：吉村貴文 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	×
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	×	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	×
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	×
12	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局長</p>	<p>ただいまの出席数は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員10名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号8番 尾崎 保幸 委員 議席番号9番 小林 加代子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について、1から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件が2件となります。1番、2番とも埼玉県農林公社が受け渡しを行う事業によるもので、公社から耕作者への売買となります。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 行田市大字真名板1975番地1 公益社団法人 埼玉県農林公社です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は1,390㎡、青地の農地です。地目は畑、受人の居住地から申請地までは約900m、権利内容は売買による所有権移転、譲受人に関する事項ですが耕作面積は316,429㎡で、自作が47,523㎡、借受が268,906㎡でございます。貸付地、不耕作地はございません。譲受人は42歳の専業農家です。経営規模拡大のため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、〇〇〇〇氏。譲渡人は1番と同じ 行田市大字真名板1975番地1 公益社団法人 埼玉県農林公社です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△</p>

<p>日程第3 議案第10号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>		<p>番 面積は5, 262㎡、青地の農地です。地目は畑。受人の居住地から申請地までは約1.6km、権利内容は売買による所有権移転、譲受人は1番と同じ世帯員です。譲受人の耕作面積は316, 429㎡で、自作が47, 523㎡、借受が268, 906㎡でございます。譲受人は43歳の専業農家です。経営規模拡大のため申請となりました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	<p>馬場弘次委員</p>	<p>1番、2番について 問題はありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>
	<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第3 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第4条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、上里町○○△△△番地△ ○○ ○氏の転用です。土地の所在は大字○○字○○○△△△番△ 211㎡、隣の宅地と一体利用でして、併せて292.12㎡です。地目は畑、転用目的は敷地拡張、申請人の職業は○○、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。こちらの案件につきま</p>

<p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>しては昨年9月2日の臨時総会において除外案件という事で一度皆様にご承認をいただいたものでございます。宅地に接続しています。申請地は将来的に息子夫婦に面倒見てもらう事を考え、自宅に隣接する農地を敷地拡張し、息子夫婦の住宅を建築したく申請となりました。</p>
	馬場 弘次委員	<p>1番について 問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございます。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。 ～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 339㎡、地目は畑、権利内容は25年間の使用貸借権設定。転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、義父の用地に自己用住宅を</p>

		<p>建築したく申請するものです。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 263.84㎡、地目は畑、権利内容は25年間の使用貸借権設定、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、実家近くで父所有の用地に住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 485㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、子供の成長に伴い手狭となり、小学校にも近く条件も良いこともあり、住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 400㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定。転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしておりますが、妻の実家近くの義父所有の用地に住宅を建築したく申請するものです。</p> <p>5番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人につきましては 京都市〇〇△△△番地 相続財産管理人弁護士〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1,335㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は資材置場、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。こちらの案件につきましては昨年の9月の農業委員会の際に除外案件として審議いただき承認をいただいたところでございます。宅地に接続しています。譲受人は現在、自己所有地を資材置場で使用していますが、利便性を考慮して本社近くに移転をしたく申請するものです。</p> <p>6番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 91㎡、地目は畑、権利内容は30年間の使用貸借権</p>
--	--	---

		<p>設定です。転用目的は物置、駐車場、通路になります。譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は道路拡幅事業のため、住宅の敷地を一部提供することになり、物置、駐車スペースが無くなってしまふことから申請するものです。</p> <p>7番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇 (代)〇〇〇〇、譲渡人は6番と同じ 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 446㎡、地目は畑、権利内容は30年間の使用貸借権設定です。転用目的は物置、駐車場、通路になります。譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は道路拡幅事業のため、事業所敷地の一部を提供することになり、事務所、物置、駐車スペースが無くなってしまふことから申請するものです。6番7番とも隣同士にあるのですが、町で本郷から児玉工業団地に抜けます児玉工業団地アクセス道路を建設すべく進めており、この道路拡幅工事のために住宅の1部を提供することになったことにより、駐車スペースや物置のスペースが減となるための申請です。こちらにつきましても昨年9月2日の臨時総会において除外案件という事で一度ご承認をいただいたものでございます。</p> <p>議長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>岩田 保 委員 1番について 特に問題ありません。</p> <p>戸矢 活夫委員 2番、3番について 問題ありません。</p> <p>坂本 茂 委員 4番について 問題ありません。</p> <p>坂本 正 委員 5番について</p>
--	--	---

		問題ありません。
	金井てる子委員	6、7番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂 委員	6番と7番ですが、航空写真をみますと線が引かれているのですが、途中まで道路が舗装されているのですが、開通を待つだけというような予定等、情報がわかれば教えてください。
	事 務 局	今の所、農業委員会の方に詳しい情報は入っていません。ただすべての買収が終わったわけではありません。予定につきましては道路整備課に確認させていただき、次回の時にスケジュール等お話しできればと思います。
	坂本 茂 委員	議案5番について、ずっと耕作放棄地になっていたのですが、所有者の〇〇〇〇さんの相続人が誰もいないので相続財産管理人が申請して、国にお金が入るという解釈でよろしいのでしょうか
	事 務 局	こちらにつきましては、くわしくは把握をしておりますが、委員のおっしゃる通り所有者がお亡くなりになり、誰もどうにもできない土地となっております。こういう土地は他でも耳にしますが、お手上げ状態になり遊休農地となってしまいますが、こちらの案件につきましては弁護士がつかまりました。費用的なことについては弁護士は仕事でやっておりますので、何かしら弁護士もお金を手にすると思います。弁護士も利益的なものが出るので入っていただいたのだと思います。弁護士がはいって、家庭裁判所に申し立てを行い、法的な手続きをすべて完了し、土地を全部引き受けて、処理を起こします。ということで家庭裁判所から認可を得て仮に所有者となり処理を済ませるといふ流れになっているという事です。



	坂本 茂 委員	お金は。弁護士がいくらで国がいくらか。残ったお金は国にはいるのですか。
	事 務 局	すいません。決まりの中で動いていると思いますが、把握しておりません。
	坂本 正委員	今の案件で、ここは耕作放棄地の時は相続人が5人いたのですが、あとの4人の方はどうしたのですか。
	事 務 局	<p>法廷相続人が何人かいましたが、皆さんが相続放棄をしてしまい、1人〇〇〇〇さんが相続されましたがお亡くなりになってしまい、所有者が誰もいなくなったという事です。</p> <p>登記簿を見ると、平成19年に〇〇さんが相続となっています。その時に他の方々は相続放棄して、お一人になってしまったのですが、その後亡くなられたという事です。</p>
	木村 信雄委員	弁護士が入っていますが、この弁護士は誰がお願いして入ったのかと言うのが興味深いので、一般的な話でいいので教えてください。
	事 務 局	町内でも遊休農地になって相続したくないというお話があると聞きますが、このような形で弁護人が入って上手く処理が出来れば、農業委員会としても遊休農地の解消にもなると思います。なるべくならそういう形でうまく弁護人が入り処理が出来るといいのですが、弁護士さんがこの土地が価値があると判断するかどうかだと思います。この件につきましてはうちの方は受け身でして申請があつて受けるだけですので、プロセスは把握していません。こちらの件に関しましても、確認できる場所は確認してみます。
	坂本 茂委員	この土地は、固定資産税を払っていないと思うのですが、そうすると町が弁護士を頼み、弁護士費用を払っても、税金を回収できると思えば、町が訴えて裁判にかけて裁判所から財産管理人を頼むことができるのではないかと思いますので、その辺も後で調べてください。

<p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案） について</p>	事務局	わかりました、その辺も含めてあとで回答いたします。
	議長	他に質疑がありますか。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	事務局	<p>日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>説明させていただきます。上里町では年に2回利用権の受け付けを行っております。今回は5月1日から開始する貸し借りについて農業委員会に申請のありました内容になります。9ページお開き下さい。全体の概要表になります。左側から期間、利用権の面積、貸し手、借り手の数と筆数の順番になります。筆数は合計で103筆になります。10ページをお開き下さい。1番の〇〇〇〇株は新規の法人になります。12ページの一番下をご覧ください。合計面積は田んぼ75,157㎡、畑が109,409㎡、合計184,566㎡となっております。新規の筆は40筆になります。利用権設定を受けるものは、基盤法第18条により「全部適正管理」や「常時従事」、「機械」「人員」など、要件以外については農家要件が必要です。記載された農業者について、審査が必要となります。</p>
	議長	<p>以上で事務局より説明がありましたが、蓮博政委員、松村稔委員、生方積委員におかれましては、本人が議事の対象者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退出をお願いいたします。</p> <p>～退 席～</p>

	議 長	それでは質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり承認としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり承認とすることに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。蓮博政委員、松村稔委員、生方積委員の復席をお願いします。  ～復 席～
	議 長	以上で、本日用意しました全ての議案の審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他について事務局よりお願いします。
[そ の 他]	事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用最適化交付金の制度変更及び活動記録簿の記入の仕方等について説明</li> <li>・次回の定例総会について 令和4年5月25日(水)午後1時30分～</li> </ul>
[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和4年4月25日

議 長

印

(尾崎 保幸 委員)

署 名 人

印

(小林 加代子 委員)

署 名 人

印